

重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討状況について

1 令和5年12月以降の経過

(1) 地域福祉連絡会議設置要綱の改正（令和6年1月12日付け）

- ・部会設置等に係る条項（第5条）を追加
- ・包括的な支援体制の整備と関連の深い事業を所管する課長を追加するなど参加メンバーの整理を図った

(2) 「包括的な支援体制に係る作業チーム」における検討

○会議の実施経過

第1回：令和6年1月18日

第2回：令和6年2月29日

※今後も必要に応じて開催する予定

○メンバー

重層的支援体制整備事業交付金に含まれる事業を所管する課等の実務担当者（係長等）

【福祉局】地域福祉課、自立支援課、障がい福祉課、障がい支援課、地域包括ケア推進課

【こども青少年局】管理課

○検討内容等

- ・事業の全体イメージと「重層的支援会議」「支援会議」等についての情報共有
- ・本市における主な関係事業一覧及び全体イメージ図（たたき案）の作成
- ・交付金事務に係る課題整理と事務フローの作成

2 今後の予定

(1) 「重層的支援体制整備事業のあり方検討部会」の設置について

○検討開始時期

令和6年4月からの開始に向けて、調整中

※令和6年4月に開催し、以降は上半期を目途に概ね1～2か月に一度開催する予定

○メンバー

相談支援事業又はまちづくり支援を主管する以下の課長で構成予定

【市民局】雇用女性活躍推進課長、男女共同参画課長、地域連携担当課長

【福祉局】地域福祉課長（部会長）、福祉活動支援担当課長（副部会長）、

相談支援担当課長、生活困窮者支援担当課長、障がい福祉課長、

障がい支援課長、高齢福祉課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長

【健康局】健康施策課長、こころの健康センター精神保健医療担当課長

【こども青少年局】企画課長、管理課長

などを想定

○主な検討内容（予定）

- ・本市における重層的支援体制整備事業に関する既存事業等の関係整理、事業間の連携手法、その他事業実施に必要な事項に関すること
- ・重層的支援体制整備事業開始後の実施状況の確認及び見直しに関すること

(2) 地域福祉連絡会議の開催について

○開催予定時期

令和6年9月頃 及び 令和7年3月頃

○主な内容（予定）

- ・重層的支援体制整備事業のあり方検討部会における検討内容の共有
- ・本市における重層的支援体制整備事業の進め方の共有

【参考】地域福祉連絡会議の枠組みにおける検討の相関関係

